

原則的な国内土地管轄① (第10条第1項～第4項)

対法人 (法人その他の社団又は財団)

①主たる事務所又は営業所が日本国内にあるか

(第10条第1項第3号イ)

Yes

主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方裁判所

No

②代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるか (※1)

(第10条第1項第3号中の括弧書部分)

Yes

代表者その他の主たる業務担当者の住所の所在地を管轄する地方裁判所

No

第10条第1項
又は他の法令の規定
により管轄裁判所が
定まらないとき

③最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所

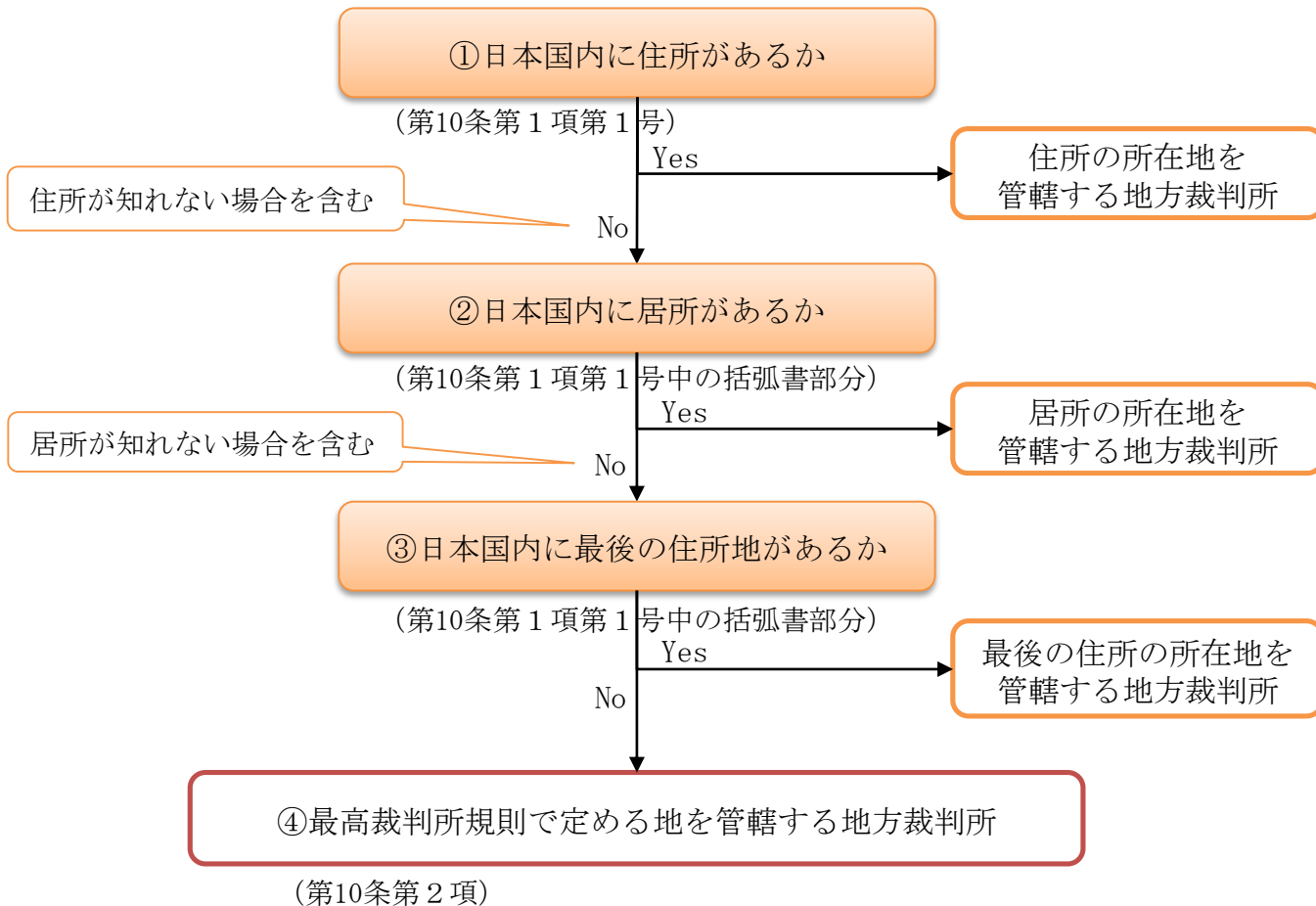
(第10条第2項)

※1 申立てが国内にある事務所又は営業所における業務に関するものでないときであることが必要。事務所又は営業所が日本国内にある場合において、開示命令の申立てが当該事務所又は営業所における業務に関するものであるときは、当該事務所又は営業所の所在地を管轄する地方裁判所にも管轄が認められる (第10条第1項第3号ロ)。

※2 上記のほか、合意による管轄も認められる (第10条第4項)。

原則的な国内土地管轄② (第10条第1項～第4項)

対自然人



※1 上記のほか、合意による管轄も認められる (第10条第4項)。

※2 大使等外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とする場合、③でNoのとき、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する (第10条第1項第2号)。